

千歳市の助成制度

千歳市工業等振興条例に基づく助成措置

千歳市工業等振興条例に基づいて市内の工業団地などに工場等施設の新規の設置や増設等を行った時に、定められた要件（業種や投資額など）に該当すれば助成を受けることができる制度です。

区分	対象工場等	対象地区	対象要件	助成内容
投資額に対する助成	新設 ア 製造業工場・施設 イ 物流施設 ウ 自然科学に関する試験研究施設等 エ 情報通信業、コールセンター業等施設 オ 植物工場 カ 地域経済活性化等に寄与する施設 キ 貸工場（ア～カに掲げる工場等に限る。）	指定工業団地 指定地区	新設又は増設に伴う 投資額 2,500 万円超	取得資産に係る固定資産税相当額 2年間交付 ※常用雇用の増加数3人以上の場合 3年間交付 ＜合計限度額 2 億円＞
	設備の更新 投資額 2,500 万円超 かつ 市内操業 5 年超の中小企業者 ※取得後 10 年(耐用年数 10 年超の場合は耐用年数)経過の機械設備等に限る		取得資産に係る固定資産税相当額 2年間交付 ＜合計限度額 2 億円＞	
雇用の増加に対する助成	新設 上記エを除く工場等	指定工業団地 指定地区	新設又は増設に伴う 投資額 2,500 万円超 かつ 常用雇用の増加数 3 人以上	増加となる常用雇員者（6か月以上市内居住者） 1人につき 30 万円で1回限り 2年間交付 ＜合計限度額 3,000 万円＞
	賃借施設による新設 常用雇員の増加数 10 人以上			
開設に対する助成	開設 上記エの工場等	市街化区域	賃借施設での開設 開設時の常用雇員者 10 人以上	常用雇員者（6か月以上市内居住者） 1人につき 30 万円で1回限り 3年間交付 ＜賃借料助成との合計限度額 1,000 万円×3年間＞
			賃借施設に係る賃借料 100 分の 50（1 万円/月・坪上限）3年間交付 ＜雇用助成との合計限度額 1,000 万円×3年間＞ 研修費用 開設時（1人 20 万円上限・開設から1年以内） ＜限度額 500 万円＞	

■用語の説明等

- 「新設」とは、市内に工場等を有しない者が市内に新たに工場等（上記表の対象工場等ア～キに掲げる工場その他の施設をいいます。以下同じ）を設置することをいいます。
- 「増設」とは、市内に工場等を有している者が市内に新たに工場等を設置、又は拡張(新たな機械設備の設置を含む)することをいいます。
- 「設備の更新」とは、市内に工場等を有している者が工場等の機械設備を入れ替えることをいいます。
- 「開設」とは、市内で賃借施設において、コールセンター業等の事業を開始することをいいます。
- 工場等を賃貸する目的で設置する「貸工場」は、投資額に対する助成の対象となりますが、助成を受けるためには、貸工場の使用者による事業の開始が必要となります。
- 「指定工業団地」とは、千歳市第1工業団地、千歳市第2工業団地、千歳第3工業団地、千歳市第4工業団地、千歳臨空工業団地、千歳サイエンスパーク、千歳市根志越業務団地、千歳美々ワールド、千歳流通業務団地、千歳オフィス・アルカディア、新千歳空港ロジスティクスセンターをいいます。
- 「指定地区」とは、工業地域及び工業専用地域、市街化調整区域のうち開発行為の許可を受けた地域をいいます。
- 「投資額」とは、工事着手から工事完成までの期間における所得税法施行令第6条第1号から第7号までに掲げる資産の取得価額の合計額をいいます。土地取得費用は含みません。
- 「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条

- 第1項各号に掲げる中小企業者（①発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、②発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業を除く。）をいいます。
- 「常用雇員者」とは、工場等の業務に従事する事業者が常時雇用する従業員で、次の要件をすべて満たす方をいいます。
ア 継続して1年以上の雇用が見込まれる方
イ 年間の給与と収入が130万円以上であると見込まれる方
ウ 雇用保険の被保険者の方
エ 代表権を有しない方、監査役でない方
オ 工場等の所在地で直接業務に従事する方（異なる所在地に勤務し、工場等に係る業務に従事する方は除きます。）
※上記要件を満たす次の方についても、原則対象となりますが、実際の雇用条件や雇用形態等を確認のうえ、判断します。
①他の企業(グループ企業、関係会社等)から出向されている方で、助成申請を行う企業から賃金の支払いを受けている方
②パートタイマーやアルバイトの方
- 「常用雇員の増加数」とは、①新設のときは、工場等の操業開始日から6月経過した日の常用雇員者数、②増設のときは、工事着手日直前の事業年度末日から工場等の操業開始日から6月経過した日までに増えた常用雇員者数、③開設のときは、開設日の常用雇員者数をいいます。操業から1年(2年又は3

年)経過時には、その時点の常用雇員者数に置き換えて算出します。

- 「市内居住者」とは、千歳市に住民登録をされている方をいいます。雇用の増加に対する助成を受けるためには、申請時に6か月以上千歳市に住民登録がされており、引き続き千歳市民である必要があります。

■別表第1

- 道路貨物運送業、②外航貨物海運業、③沿海貨物海運業、④航空運送業、⑤倉庫業、⑥こん包業

■別表第2

- ソフトウェア業、②IDC(インターネット・データ・センター)業、③情報処理サービス業、④情報提供サービス業、⑤コールセンター業、⑥ビジネス・プロセス・アウトソーシング業(主に他企業等の総務、人事、経理、給与計算などの事務処理を行うもの)、⑦上記に準ずるもので市長が認めるもの

■別表第3

- 産業用設備洗浄業、②非破壊検査業、③機械設計業、④エンジニアリング業、⑤デザイン業、⑥歯科技工所、⑦医療に付帯するサービス業(医療に係る検体検査などサービスの提供に該当するもの)、⑧リネンサプライ業、⑨卸売業

※改正条例は、平成29年4月1日施行のため、平成29年4月1日以降に着手した事業から適用となります。

施行日前に着手した事業は、従前の制度が適用されます。